

令和5年6月

射水市議会定例会議案説明書

議案第29号

令和5年度射水市一般会計補正予算（第2号）

議案第30号

令和5年度射水市水道事業会計補正予算（第1号）

以上2議案については、別途説明につき説明省略

議案第 3 1 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

(説 明)

特殊勤務手当のうち感染症予防手当及び病院感染症予防等手当について、国の取扱いに準じ、特定新型インフルエンザ等の防疫作業に係る特例措置を講ずるため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 特定新型インフルエンザ等の防疫作業に係る特例措置

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を廃止するとともに、同感染症の変異株等が特定新型インフルエンザ等に該当することとなった場合に、当該新型インフルエンザ等感染症に係る感染症対策業務に従事した職員に防疫等作業手当を支給するもの。

(2) 手当の額

1 日につき 4, 0 0 0 円を超えない範囲において規則で定める額

2 施行期日

条例公布の日

議案第 3 2 号

射水市市税条例の一部改正について

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 1 号)が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 特定小型原動機付自転車に係る車両区分創設に伴う措置

3 輪以上の特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボード等)の軽自動車税種別割の税率について、ミニカーの区分から除外し、全ての特定小型原動機付自転車の税率を年額 2, 0 0 0 円とするもの。

(2) 森林環境税の導入に伴う措置

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 3 1 年法律第 3 号)の施行により、市民税の均等割に併せて森林環境税を賦課徴収することとなることに伴い、本条例において必要な規定の整備を行うもの。

(3) その他規定の整備を行うもの(字句の改正、引用条項の改正等)。

2 施行期日

(1) 1 (1)に係る改正規定 令和 5 年 7 月 1 日

(2) 1 (2)に係る改正規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 1 (3)に係る改正規定 令和 6 年 1 月 1 日又は令和 7 年 1 月 1 日

議案第 33 号

射水市印鑑条例の一部改正について

(説明)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が公布され、同法において電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）。以下「法」という。）が一部改正されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

法において電子証明書を移動端末設備に記録できるようになったことに伴い、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機における印鑑登録証明書の交付を受ける方法に、移動端末設備を利用する方法を追加するもの。

2 施行期日

規則で定める日

議案第 34 号

射水市営駐車場条例の一部改正について

(説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとする場合、普通地方公共団体が条例で定めることとされているため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

射水市営駐車場に係る指定管理者制度の導入に対応するため、指定管理者による管理規定を追加するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第35号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

(説明)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 国民健康保険税課税限度額の見直し

中間所得者層の保険税負担軽減を図るため、課税限度額を次のとおり改正するもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上額
	現 行	改正案	
基礎課税額	65万円	65万円	据え置き
後期高齢者支援金等課税額	20万円	22万円	2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	据え置き
合 計	102万円	104万円	2万円

(2) 国民健康保険税軽減判定所得の見直し

経済動向等を踏まえ、保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準を次のとおり改正するもの。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改正案
7割	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	現行どおり
5割	基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額 43万円 + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
2割	基礎控除額 43万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額 43万円 + 53.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった者で、引き続き同一の世帯に属するもの

(3) その他規定の整備を行うもの（引用条項の改正、字句の改正等）。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用区分

令和5年度分から適用

議案第36号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

(説明)

富山県地域未来投資促進計画における工場立地特例対象区域等の変更に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

富山県地域未来投資促進計画における工場立地特例対象区域等（工場立地法上の緑地面積等の割合を緩和する区域）の変更に伴い、対象区域を追加するもの。

(改正前)

区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	七美工業団地	0.15以上	0.2以上
乙種区域	富山新港臨海工業地帯、大島企業団地、稲積リバーサイドパーク、広上工業団地、針原企業団地、大門企業団地、小杉インターパーク、小杉流通業務団地、沖塚原企業団地、大江地区	0.1以上	0.15以上

(改正後)

区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	七美工業団地	0.15以上	0.2以上
乙種区域	富山新港臨海工業地帯、大島企業団地、稲積リバーサイドパーク、広上工業団地、針原企業団地、大門企業団地、小杉インターパーク、小杉流通業務団地、沖塚原企業団地、大江地区、 <u>寺塚原地区</u>	0.1以上	0.15以上

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和5年3月24日

議案第37号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(説明)

富山県地域未来投資促進計画における計画期間の延長に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

富山県地域未来投資促進計画における計画期間が令和6年3月31日までに延長されたことに伴い、本条例中の課税免除の対象施設の要件である地域経済牽引事業を定める期間についても同様に改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第38号

射水市都市公園条例の一部改正について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとする場合、普通地方公共団体が条例で定めることとされているため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

指定管理者制度の対象とする都市公園について、次のとおり拡大するもの。

現 行	改 正 案
大島北野河川公園	全ての都市公園

2 施行期日

条例公布の日

議案第39号

市道路線の認定について

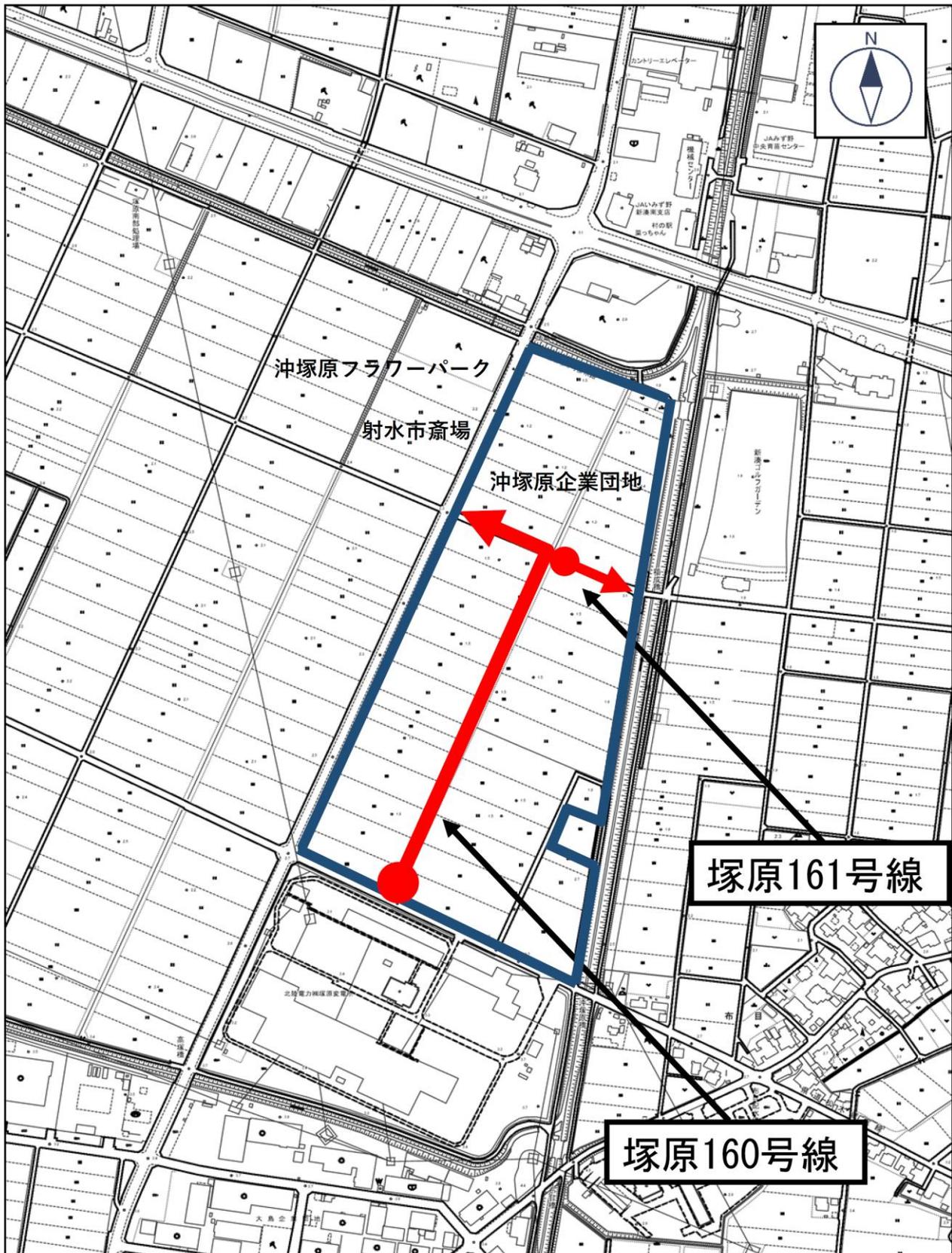
(説明)

都市計画法の規定に基づく開発行為による道路の帰属及び住民に密着した生活基盤の充実を図るため、6路線を市道路線として認定しようとするもの（道路法第8条第2項）。

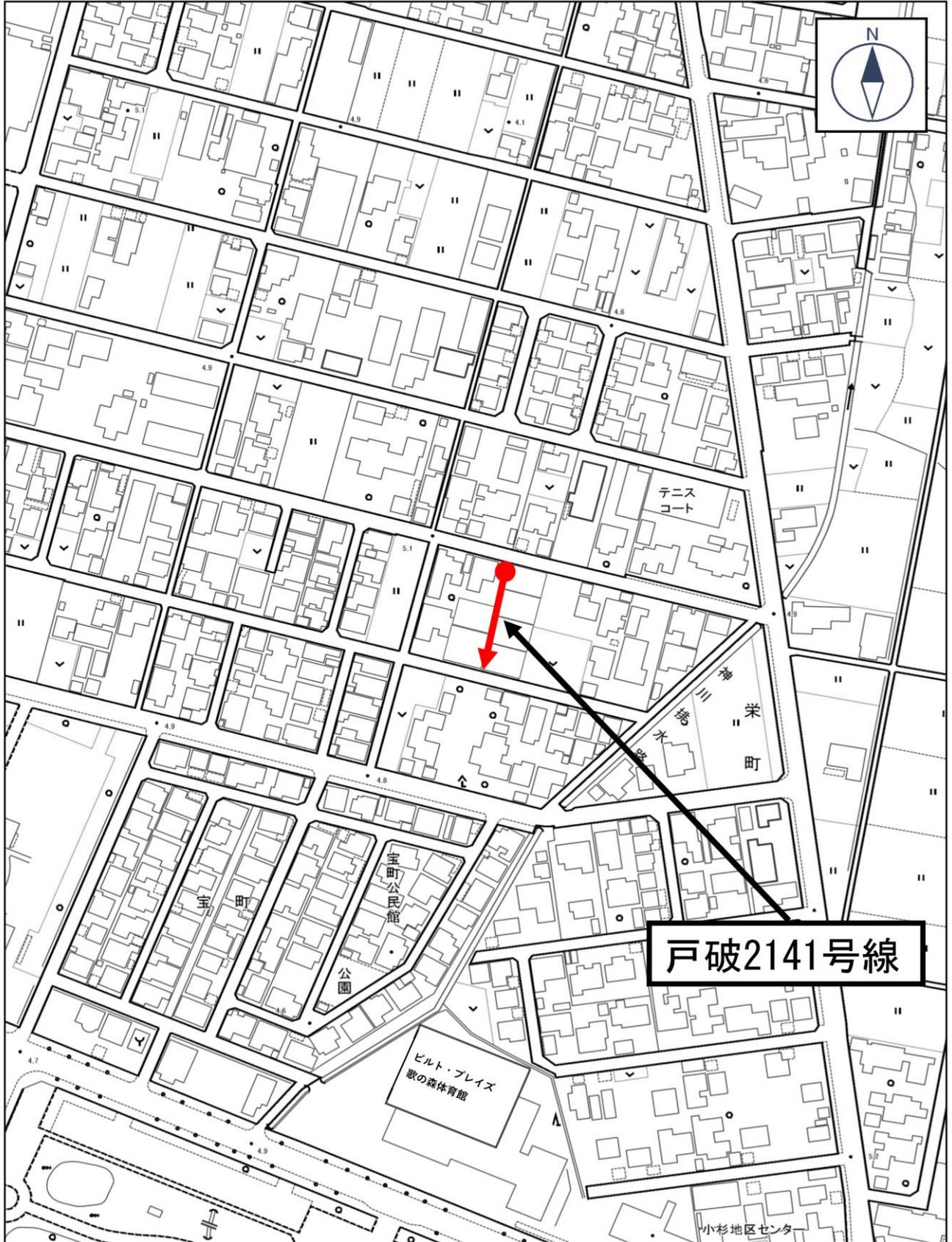
認定する路線

図面 番号	認定路線名	起 点	終 点
1	塚原160号線	沖塚原	沖塚原
1	塚原161号線	沖塚原	沖塚原
2	戸破2141号線	戸破	戸破
3	金山364号線	浄土寺	浄土寺
4	下条1号線	下条	下条
5	小島66号線	小島	小島

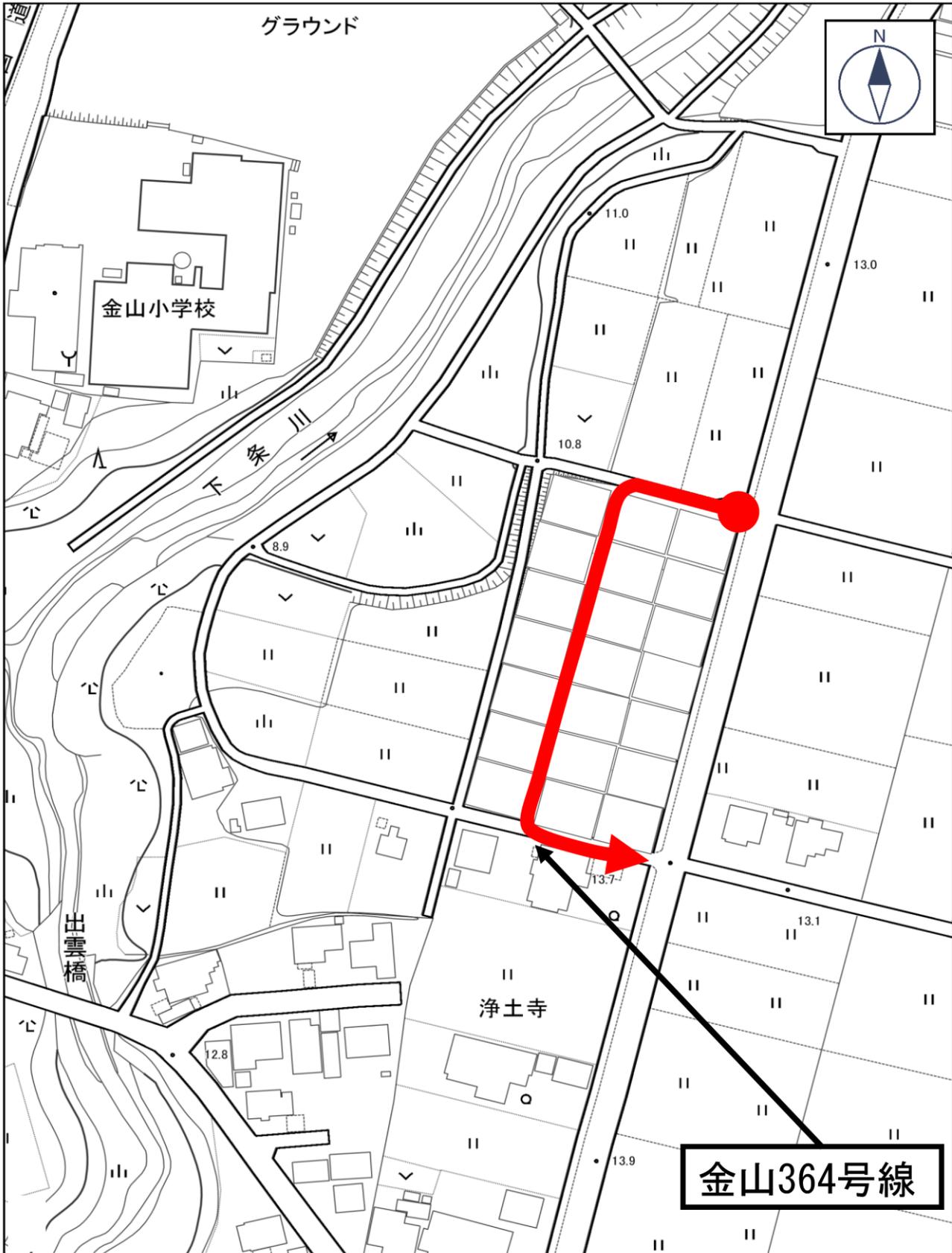
市道認定路線図 1



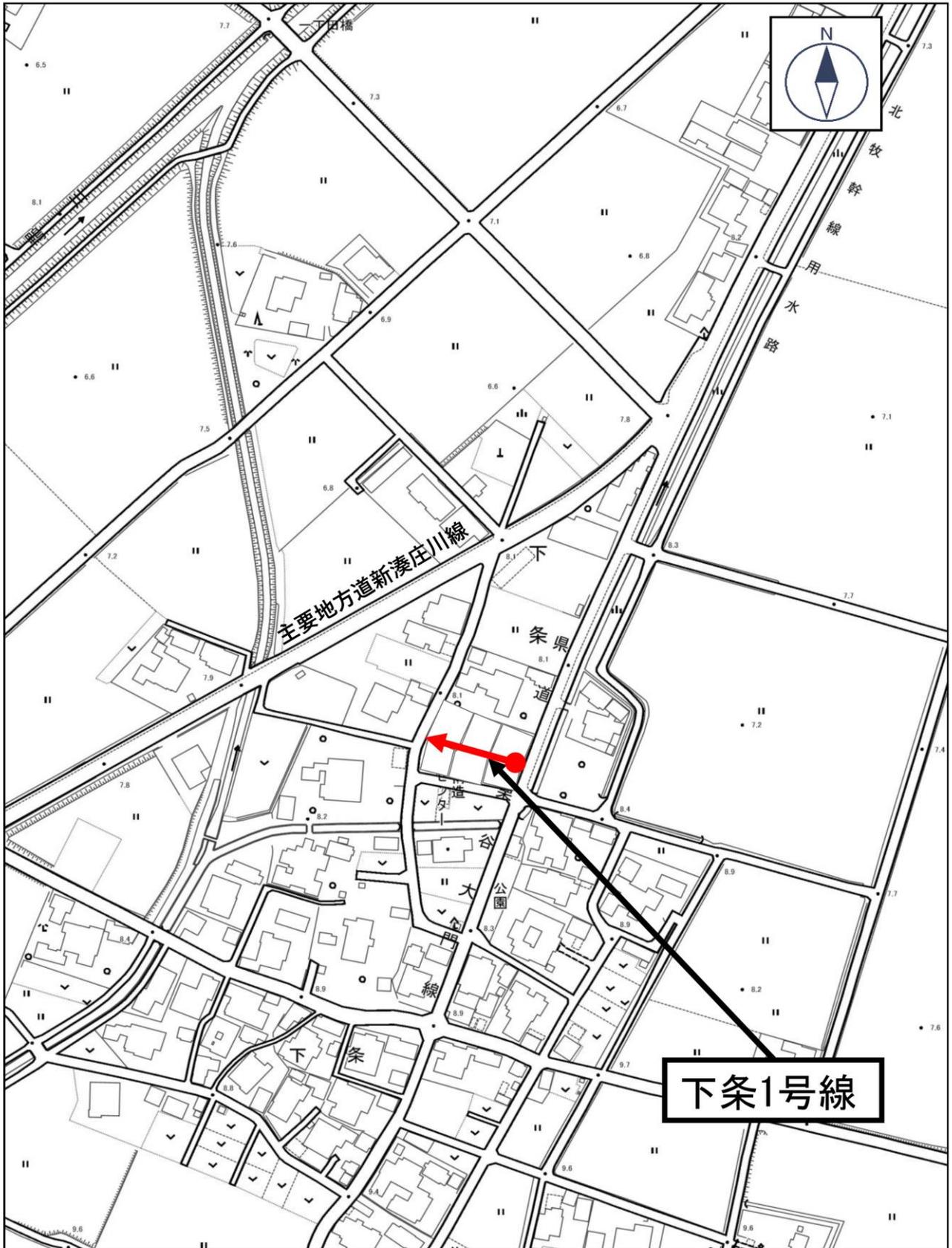
市道認定路線図 2



市道認定路線図 3



市道認定路線図 4



市道認定路線図 5



議案第40号

中太閤山コミュニティセンター改修（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和5年5月31日に制限付き一般競争入札に付した中太閤山コミュニティセンター改修（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	170,500,000円 (うち消費税等 15,500,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	くみあい建設・高田建設中太閤山 コミュニティセンター改修（建築 主体）工事共同企業体 代表者 射水市鷺塚65番地7 くみあい建設株式会社 代表取締役社長 渡邊 竜一 構成員 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実	契約締結の日 ～ 令和6年3月27日

議案第41号

射水市衛生センター基幹的設備改良工事請負契約について

(説明)

令和5年5月17日に制限付き一般競争入札に付した射水市衛生センター基幹的設備改良工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項(別表第3)、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条)。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工期
清掃施設 工事	1,112,100,000円 (うち消費税等 101,100,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	東京都豊島区南池袋1丁目11番22号 株式会社クリタス 代表取締役 鎌田 裕久	契約締結の日 ～ 令和7年3月31日

議案第42号

射水市立大門中学校グラウンド改修工事請負契約について

(説明)

令和5年5月31日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校グラウンド改修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
土木一式 工事	194,700,000円 (うち消費税等 17,700,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	高田建設・射水工業射水市立大門 中学校グラウンド改修工事共同企 業体 代表者 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実 構成員 射水市二口2487番地1 射水工業株式会社 代表取締役 吉田 寛之	契約締結の日 ～ 令和6年3月22日

議案第43号

射水市立中太閤山小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和5年5月31日に制限付き一般競争入札に付した射水市立中太閤山小学校プール改築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	229,900,000円 (うち消費税等 20,900,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	永森建設工業・原建設射水市立中 太閤山小学校プール改築（建築主 体）工事共同企業体 代表者 射水市三ヶ3973番地 永森建設工業株式会社 代表取締役 永森 将人 構成員 射水市作道2035番地4 原建設株式会社 代表取締役 原 龍治	契約締結の日 ～ 令和6年3月29日

報告第 4 号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
8	令和5年 5月19日	<ol style="list-style-type: none">1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 141,426円2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和5年1月25日 場 所 射水市新片町二丁目地内

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（説明）

令和4年度射水市一般会計補正予算（第5号）（令和4年12月23日可決）第2条及び令和4年度射水市一般会計補正予算（第8号）（令和5年3月17日可決）第2条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第146条第2項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
広報広聴費	4,125,000
財産管理費	3,000,000
計画推進費	4,048,000
新型コロナウイルスワクチン接種費	255,438,961
斎場管理費	4,523,000
地球温暖化対策推進費	28,174,940
農業振興推進費	12,176,000
土地改良事業推進対策費	42,606,000
農地管理費	1,661,334
新湊漁港建設費	28,980,521
観光交流センター管理運営費	0
道路橋梁総務費	1,200,000
市道新設改良費	36,521,000
地方道路交付金事業費	196,271,955
道路橋梁維持費	8,080,000
橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	48,922,784
消雪施設維持管理費	23,129,000
河川管理費	4,923,000
港湾建設促進費	12,758,880
都市計画総務費	9,330,000
公園維持管理費	399,000,000
重点密集市街地整備費	76,880,504
防火水槽整備事業費	14,669,000
消防団拠点施設整備事業費	37,300,000
学校管理費（小）	190,000,000
健康管理費（小）	18,000,000
スクールバス運行費（小）	1,400,000
小杉小学校整備費	214,771,300
健康管理費（中）	7,650,000
陶房「匠の里」管理運営費	986,000

	円
新湊中央文化会館管理運営費	40,500,000
小杉文化ホール管理運営費	22,490,000
大島絵本館管理運営費	2,250,000
スポーツ施設維持管理費	17,000,000
パークゴルフ場維持管理費	4,554,000
海竜スポーツランド維持管理費	8,251,000
合 計	1,781,572,179

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（介護保険事業特別会計）

（説 明）

令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（令和 5 年 3 月 1 7 日可決）第 2 条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項）。

事 業 名	翌年度繰越額
	円
事業計画策定・推進費	0
合 計	0

報告第 7 号

事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

（説 明）

令和4年度射水市一般会計において事故繰越しした経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第150条第3項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
地方道路交付金事業費	61,073,829
合 計	61,073,829

報告第 8 号

建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）

（説 明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第1項及び第3項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
配水管等整備事業	53,000,000
合 計	53,000,000

報告第 9 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第1項及び第3項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
公共下水道事業	23,112,000
改築事業	120,022,000
雨水整備事業	216,361,000
特定環境保全公共下水道事業	13,557,000
流域下水道建設負担金	24,569,000
農業集落排水事業	4,985,000
合計	402,606,000

報告第 10号

建設改良費繰越計算書について（病院事業会計）

（説明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第1項及び第3項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
射水市民病院情報システム更新事業	455,753,000
合計	455,753,000